



税制についてはどうなっているの？



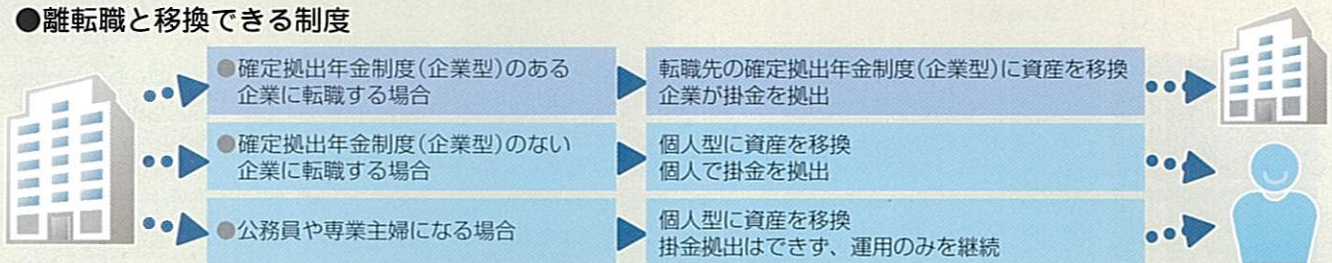
次のような税制メリットが設けられています

拠出時	全額損金算入かつ給与所得とみなさない
運用時	運用益非課税・年金資産に特別法人税+特別住民税課税(平成14年度まで課税停止中)
給付時	給付金の種類によって課税 ■老齢給付金：年金・雑所得(公的年金等控除適用) 一時金…退職所得(退職所得控除適用) ■障害給付金：年金・一時金とも所得税・住民税非課税 ■死亡一時金：「みなし相続財産」として相続税課税(法定相続人一人あたり500万円まで非課税) ■脱退一時金：一時所得として所得税・住民税課税

ポータビリティ

確定拠出年金では、転職の際、転職先に確定拠出年金制度があれば企業型、ない場合や離職する場合には個人型に自分の持分である資産を移換して運用を継続することができます。この継続性のことをポータビリティといいます。

●離転職と移換できる制度



確定拠出年金(企業型)はどんな企業にでも向いた制度なの？

次のようなメリット/デメリットがあるので、実施には企業ごとの判断が必要です



	メリット	デメリット	
加入者	運用	自分の意志で資産運用することができる	資産運用リスクを負う
	年金原資	個人持分が明確	加入者の拠出ができない
	離転職給付額	ポータビリティがある 運用が好調なら、将来の給付額が増える	60歳まで資産を引き出すことができない 将来受け取ることができる給付額が確定しない
企業	コスト	数理計算コストを負わない	個人データの記録管理・投資教育コストを負う
	掛金	掛金引上げのリスクを負わない	積立金の大きさに関係なく恒常的に掛金を拠出する

お問合せ先

厚生労働省 年金局企業年金国民年金基金課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL: 03-5253-1111 (内線3369)

— または 住所地の地方厚生局 社会保険課 —

●北海道厚生局<北海道>
〒060-0005 北海道札幌市中央区北5条西5-2 信金中央金庫ビル6階
TEL: 011-223-8231

●東北厚生局<青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島>
〒980-0013 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア16階
TEL: 022-716-7332

●関東信越厚生局<茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野>
〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル2階
TEL: 03-5157-0514

●東海北陸厚生局<富山県・石川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県>
〒461-0005 愛知県名古屋市中区東横1-13-3
NHK名古屋放送センタービル12階
TEL: 052-959-2062

●近畿厚生局<福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山>
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町2-6-12 サンマリオン大阪21階
TEL: 06-6120-3302

●中国四国厚生局<鳥取・島根・岡山・広島・山口>
〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀4-24 広島あおば生命ビル9階
TEL: 082-511-2105

●四国厚生支局<徳島・香川・愛媛・高知>
〒760-0066 香川県高松市福岡町4-28-15
TEL: 087-851-9565

●九州厚生局<福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄>
〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-23
住友博多駅前第2ビル3階
TEL: 092-432-6783